

平成十八年一月

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の説明書

外
務
省

平成十八年一月

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	日本国の負担の対象	一
2	アメリカ合衆国の節約努力	一
3	負担金額の決定と通報	一
4	協議	二
5	効力存続期間	二
6	合意された議事録及び書簡	二
三	協定の実施のための国内措置	二

一 概説

1 協定の成立経緯

政府は、日米両国を取り巻く諸情勢に留意し、日本国に合衆国軍隊を維持することに伴う経費の日本側による負担を図り、日本国にある合衆国軍隊の効果的な活動を確保するために、平成十七年二月以来アメリカ合衆国政府と協議しつつ、検討を行ってきた。その結果、平成十八年一月二十三日に東京において、我が方麻生外務大臣と先方ゼーリック國務副長官との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定の締結は、日本国に維持されている合衆国軍隊の効果的な活動の確保に資するものと考えられる。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文七箇条及び末文から成っているほか、この協定に関連し、合意された議事録及び書簡が作成されており、それらの概要は、次のとおりである。

1 日本国の負担の対象

日本国は、二千六年及び二千七年の日本国の会計年度において、日本国に雇用されて合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する基本給等一定の給与の支払に要する経費の全部又は一部を負担し（第一条）、合衆国軍隊等が公用のため調達する電気等（公益事業によって使用に供されるもの）及び暖房用等燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する（第二条）ことを規定している。また、日本国が、日本国政府の要請に基づきアメリカ合衆国が合衆国軍隊の行う訓練の全部又は一部を他の施設及び区域を使用することにより変更する場合にその変更に伴って追加的に必要な経費の全部又は一部を負担する（当該要請に当たり日本国が経費を負担するとの通告を行う場合に限る。）（第三条）ことを規定している。

2 アメリカ合衆国の節約努力

アメリカ合衆国は、前記三種類の経費の節約に努めることを規定している（第四条）。

3 負担金額の決定と通報

日本国は、毎会計年度、負担する経費の具体的金額を決定し、当該決定をアメリカ合衆国に対し速やかに通報することを規定している（第五条）。

4 協議

日米両国は、この協定の実施に関するすべての事項につき、日米合同委員会を通じて協議することができることを規定している（第六条）。

5 効力存続期間

この協定は、二千八年三月三十一日まで効力を有することを規定している（第七条）。

6 合意された議事録及び書簡

関連の合意された議事録では、この協定第一条に掲げる給与には、千九百八十七年一月三十日に署名された日米地位協定第二十四条についての特別措置協定の効力発生の際日本国による負担の対象となっていた部分を含まないことが確認されている。また、関連の書簡では、この協定第五条に規定する具体的金額の決定についての日本国政府の方針等が表明されており、この中で、日本国は、光熱水料等に関し、概算要求額の算定の際、施設・区域の外側にある住宅のための調達実績を算入しないこと等を明らかにしている。

三 協定の実施のための国内措置

この協定の規定を実施するための新たな立法措置は必要としないが、予算措置として、平成十八年度政府予算案において、所要の経費が計上されている。